

第三者機関に“限界”

あいまい、処理委の立場

解説

異例と緊迫の中であつせんが続いた。買頭の反戦系学生による会場占拠は、追い詰められ、弱い立場に立たされてきた水俣病患者たちの苦悩を反映していたし、「一任」の誓約書があつたにもかかわらず、

朝十時すぎからとりかかつて翌朝まで持ち越すという長時間折衝は、公費補償あつせんに当たつての第三者機関の限界をますますとみせつけていた。何がこのあつせん工作をこつとこじらせ、暴引かせたのか。第一

には補償処理委員会の立場のあいまいさがあげられよう。それは厚相の私的な依頼に基づき、委員会だからとか、法に基づく権限を持つていないからといった法的なあいまいさだけではない。千種座長は二十三日にはこのあつせんが、和解契約であるとの考えを述べながら、二十五日には「会社側のいう和解契約と患者側のいう損害賠償の折衷案だ」と述べ、その性格があいまいであることを自らほのめかしていた。

患者側は「会社の経理を重視し、その範囲内で配慮しているに過ぎぬ」と指摘していた。あつせん案は直後の会社側の打ち合わせ会場から笑い声がもれたことは、患者に一層こつした不満をいだかせたことだろう。委員側は否定するが、千種会長が記者会見で「会社に過失があつたか、法律上の責任があるか」判定は今後の裁判で、「と企業責任について法的な面でも、社会的な面でも判断を回避してはみせたい」とは、患者に対

する説得力を自ら放棄したともいえずうた。

第二は絶対的な低額のつせんだったということだろう。患者側は二十五日深夜「これからです」と上積みさせれば絶対引きさがれない決意で委員会との折衝の部屋に消えていった。

患者側の原要求は死亡者千三百万円、生存者年金六十万円。英国、カナダのサリドマイド禍に対する補償の例を引くまでもなく、わが国の最近の、いのちの代償からみても、必ずしも無謀な要求とはいえない。「年金最高三十八万円で生活出来るのか」「怒りよりも将来の生活への不安がますます被害者の頭をかすめたという。

だが患者側の力不足もなかつたろうか。これが第三の問題ともいえそうだ。あせり「分裂」メンツ「孤立感」報道陣に対してもかたくななまでに行動を隠し、かん口令を敷かねばならなかつた理由は何か。それを責めるよりも、患者たちの糧がわけてきた薬種とその背

景を理解することの必要を敷いたのが、今度の水俣病補償あつせんだといえる。仲間の分裂、市民の分裂が、一任派を力不足に追いつた面も否定出来ない。

補償処理委のあつせん工作が二十六日朝以降、どのような成り行きとなるか、第一、成功するのかわからないのか、いまのところ処理委側も具体的な確信は持っていないようだ。

今度の水俣病補償あつせんは、公害補償問題が先に成立した公害紛争処理法といった法制だけでは、解決が困難だということを示唆している。